大規模災害発生時における防犯活動緊急支援助成に関する覚書

見本

公益財団法人日工組社会安全研究財団(以下「甲」という。)と、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○(以下「乙」という。)は、乙が実施する大規模災害発生時の防犯活動に対する緊急支援助成事業(以下「助成事業」という。)に対し、金○○○,○○○円の助成金(以下「助成金」という。)を支給することに関し、次のとおり合意した。

第1条　助成事業の内容は、○○年○○月○○日、乙が甲に提出した「助成事業に係る助成申請書」の内容とし、これ以外の事業等に助成金を充当してはならない。ただし、事前に甲から文書による承認があった場合は、この限りでない。

第2条　助成事業の実施期間は、原則1年以内とする。

第3条　甲は本覚書締結後、乙の指定する金融機関口座に助成金を振り込むものとする。

第4条　乙は、助成事業の実施期間終了後 30 日以内に、甲に対して助成事業実施報告書と最終収支計算書を提出しなければならない。

これ以外にも、甲は乙に対して、必要に応じて随時助成事業の実施状況、助成金の費消状況について立入検査や報告の提出を求めることができ、乙はこれに応じなければならない。

第5条　乙は、助成事業の実施期間終了後、助成金の残金が生じたときは、これを甲に返還するものとする。

第6条　乙は、助成事業を第三者に委託又は請負させてはならない。ただし、事前に甲から文書による承認があった場合は、この限りでない。

第7条　乙は、助成事業が実施困難となった場合、速やかに甲に対してその旨報告しなければならない。

第8条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙に交付した助成金の使用の中止を求めることができる。併せて、甲は乙に対して助成金全額あるいは残余の助成金のいずれかの即時の返還を求めることができる。

(1)　乙が第1条に違反した場合

(2)　乙が第4条、第7条の報告を怠った場合

(3)　乙による助成事業の実施が不可能になったと甲が判断した場合

第9条　本覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書締結の証として、本書1通を各当事者が記名・捺印して作成し、甲が原本を、乙が写しを保管する。

○○○○年○○月○○日

甲　東京都千代田区内神田1丁目7番8号

大手町佐野ビル6階

公益財団法人日工組社会安全研究財団

専務理事　　綿貫　茂　　㊞

乙（住所）○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（団体名）

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(代表者名) ○○○○○○　　㊞